

# 新医療法人制度の概要

2007年4月 蛸澤毅税理士事務所

## 1. 新しくできた医療法人とは

第5次医療法改正により、平成19年4月1日より改正された医療法が施行になります。このうち、医療法人制度に影響を及ぼすものに新たに規定された「**拠出金制度の医療法人**」と「**社会医療法人**」があります。

「拠出金制度の医療法人」とは、法人が解散した時の残余財産の帰属先が①国若しくは地方公共団体 医療法人その他の医療提供者であって厚生労働省令で定めるものである法人をいいます。

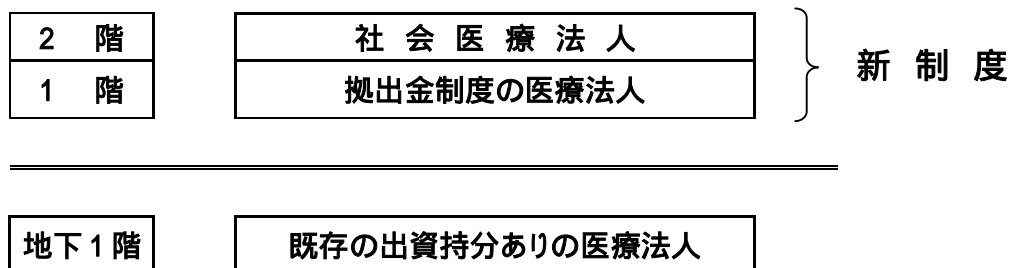
「社会医療法人」とは、小児救急医療や災害医療などの救急医療等確保事業の実施など公的要件を満たした医療法人をいいます。採算性が低い公的医療を担う為、収益業務を行うことが認められています。

社会医療法人の新設により、医療法に定める特別医療法人は平成24年3月で廃止になります。

租税特別措置法に規定されている特定医療法人については、法改正がされていないので今後も申請が可能です。

## 2. 従来の医療法人との関係

新しい医療法人制度は、「地上2階、地下1階」の制度といわれています。





### 3 . 既存医療法人の対応

- ① 「出資持分の定めがある社団医療法人」は「当分の間」存続することになります。  
拠出金制度の医療法人への移行を強制しなかったのは、社員の出資持分に対する財産権の侵害が問題になると考えられています。

#### 拠出金制度の医療法人に移行した場合の問題点

拠出金制度の医療法人に類似する医療法人に出資額限度法人があります。  
出資額限度法人とは、社員の退社時の持分払戻請求権・解散時の残余財産分配請求権を社員の出資額を限度とすると定款に定めている医療法人をいいます。

持分あり社団医療法人が出資額限度法人へ移行した場合には、法人税・所得税・贈与税等の課税は生じないとされています。理由は「定款変更をして出資額限度法人に移行しても、再び定款変更して持分ありの社団医療法人に戻ることができる」からです。

拠出金制度の医療法人へ移行した場合には、持分あり社団医療法人へ戻ることは新制度においてはできません。  
従って出資持分に含み益がある場合には、含み益が医療法人に移転して課税が生じる可能性があります。

平成 19 年度の税制改正ではこのことについて明らかにはされていません。また、社会医療法人の課税についても明らかにされていないので、今後の動向に注意しなければなりません。